

## 【篠栗町農業委員会議事録】

1. 開催日時 令和4年3月9日（水） 13時30分

2. 開催場所 クリエイト篠栗 2階 実習室

3. 出席委員（13名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）  
10番 松田 護（副会長）  
1番 井上 宗利  
2番 井上 重誠  
3番 平井 眞澄  
5番 井上 勘次  
6番 村瀬 久美子  
7番 城戸 一寿  
8番 葉山 繁美  
9番 三代 由美子  
11番 柳池 達美  
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

4. 欠席委員（1名）

農地利用最適化推進委員

川内 行雄

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 新規就農者について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用  
集積計画について

議案第3号 農地法第3条の許可申請について（2件）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年3月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、川内最適化推進委員が欠席ですが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>5番：井上 勘次 委員</p> <p>7番：城戸 一寿 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、議案第1～3号について審議し、散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第1号 新規就農者について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 新規就農者について」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号 新規就農者について 説明】</b></p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、新規就農者についてです。</p>

	<p>1 ページをお開きください。篠栗町農業委員会新規就農申請者取扱規定第4条に「農業委員会は次に定める基準に基づいて新規就農申請者を審査し、すべての項目について適当と認めたときは、新規就農として承認するものとする。」とあります。</p> <p>今回は申請者の面接の形式をとり、その是非を判断していきたいと思えます。資料は別紙で用意しています。</p> <p>まず申請者が入室後、自己紹介をして頂き、その後、配布しています申請書の中について説明を行います。その後会長から質問を行います。</p> <p>ひとつおりの質問が終わりましたら、委員の皆様で質問があれば挙手で質問をお願いします。</p>
議 長	<p><b>議案第1号 新規就農者について 面接】</b></p> <p>皆様よろしいでしょうか</p> <p>それでは面接を行います。</p> <p>申請者は入室してください。</p> <p><b>【自己紹介】</b></p> <p><b>【面接】</b></p> <p>委員の皆様からなにか質問はありませんか</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>以上で面接を終わります。</p> <p>申請者は退出してください。</p>

	<p>【申請者 1 退出】</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは次の方の面接を行います。</p> <p>申請者は入室してください。</p> <p>【自己紹介】</p> <p>【面接】</p> <p>委員の皆様からなにか質問はありませんか</p> <p>【質問】</p> <p>以上で面接を終わります。</p> <p>申請者は退出してください。</p> <p>【申請者 2 退出】</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 1 号 新規就農者について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 1 号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号審議番号 1 の新規就農について賛成の方は挙手願います。</p>

	<p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>続きまして議案第1号審議番号2の新規就農について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 新規就農について」は、原案のとおり承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>審議番号4については、委員が申請人となります。</p> <p>これは「農業委員会法第31条及び篠栗町農業委員会会議規則第10条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのまま結構ですが、採決時には退室いただくことになります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）10件となります。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、令和4年2月25日付で、農用地利用集積計画の決定を</p>

求められている利用権設定は、新規 4 件、更新 6 件、合計面積 23,376 m<sup>2</sup> (2.3ha) です。

**【議案書の朗読】**

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

**【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画 (利用権設定) について 採決】**

ありがとうございました。

それでは、議案第 2 号審議番号 1～3, 5～10 について審議、採決いたします。

何かご意見、ご質問はありませんか。

	<p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号審議番号1～3，5～10について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号1～3，5～10については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に審議番号4について審議、採決いたしますので、委員は退室をお願いいたします。</p> <p><b>【委員 退室】</b></p> <p>議案第2号の審議番号4について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号の審議番号4について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号4については原案のとおり決定いたします。</p> <p>委員は入室してください。</p> <p><b>【委員 入室】</b></p>

<p>議 長</p>	<p><b>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>審議番号 1 については、委員のご親族が申請人となります。</p> <p>これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。</p> <p>それでは「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は 2 件となっております。</p> <p>議案書 6 ページをご覧ください。</p> <p>令和 4 年 2 月 2 5 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。</p> <p><b>【議案第 2 号 審議番号 1 の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は 714 m<sup>2</sup> となっています。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p>

	<p>次に審議番号2について説明します。</p> <p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>令和4年2月25日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p><b>【議案第2号 審議番号2の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は1202㎡となっております。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号1について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>10番 (松田委員)</p>	<p>特にありません</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号2について地元農業委員の井上宗利委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>

<p>1 番 (井上宗委員)</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</b></p> <p>議案第 3 号審議番号 1 について審議、採決いたしますので、委員は退室をお願いします。</p> <p><b>【委員 退室】</b></p> <p>議案第 3 号の審議番号 1 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 3 号の審議番号 1 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」の審議番号 1 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>委員は入室してください。</p> <p><b>【委員 入室】</b></p> <p>議案第 3 号審議番号 2 に審議、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号審議番号 2 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第3号の審議番号2について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」の審議番号2については原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p><b>【事務連絡】</b></p> <p>・研修会について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで令和4年3月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>